

熊本市記念館の入館料の減免に関する要綱

制定 令和 6 年 3 月 2 9 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市記念館条例（平成 5 年 1 2 月 2 4 日条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項に基づき、熊本市記念館の入館料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象)

第 2 条 次の各号に定める者にあつては、熊本市記念館条例第 4 条第 1 項及び別表に規定する入館料を免除する。

- (1)別表第 1 に掲げる者
- (2)前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(減額の対象)

第 3 条 別表第 2 に掲げる乗車券等（有効期限内のものに限る。）を提示した者にあつては、熊本市記念館条例第 4 条第 1 項及び別表に規定する入館料の 2 割に相当する額を減ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本市記念館入館料減免基準の廃止)
- 2 熊本市記念館入館料減免基準（平成 1 3 年 3 月 2 2 日制定）を廃止する。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）
熊本市記念館の入館料免除基準一覧表

	免除対象者	免除要件
1	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に基づく 小学校、中学校に在学する熊本市内の小中学生	名札又は生徒手帳の提示
2	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 条第 1 号、第 2 号及び母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 6 条第 2 号、第 3 号に基づく乳幼児（小学校就学 前の乳幼児）	乳幼児と確認できる場合
3	身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 4 条 に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者	当該手帳又はミライロ ID の 提示

4	療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）で定める療育手帳制度要綱第2項に基づく療育手帳の交付を受けている者	当該手帳又はミライロ ID の提示
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に基づく精神保健福祉手帳の交付を受けている者	当該手帳又はミライロ ID の提示
6	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者	当該手帳の提示
7	学校行事で入館する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に基づく特別支援学校へ通う視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）	特別支援学校への通学を証明する書類の提示
8	児童福祉法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく施設に入所又は通所している者	当該施設への入所又は通所を証明する書類の提示
9	上記、3から8項目の免除対象者1名に対し、原則として1名の介助者	介助者であると確認できる場合
10	学校行事のための下見で入館する教職員（ただし、2名を上限とする）	事前申請と職員証の提示
11	学校教育法あるいは社会教育等を目的として入館する団体の引率者（ただし、1クラスに1名及び1学校につき2名を上限とする）	職員証の提示
12	熊本市民で65歳以上の者	65歳以上で熊本市に住所があることの証明書の提示
13	熊本市の主催による催事の招待者及びその出演者等	熊本市からの招待状等の提示

14	行政及び公益上の観覧者	関係各課からの申請（副申書等）
15	添乗員、乗務員及びタクシー運転手等	観光客の案内で入園すると確認できる場合
16	熊本市が主催する行事の取材又は当該施設の周知に寄与する撮影と判断される報道機関及び報道機関の関係者	職員証等の提示
17	熊本市への転入により、うえるかむパスポートの交付を受けている者（有効期限は、発行から1年間）	うえるかむパスポートの提示
18	鹿児島市・福岡市・北九州市内の小中学生（学校教育法第1条に基づく小学校、中学校に在学する）及び65歳以上の者（鹿児島市、福岡市、北九州市、熊本市交流連携協定に基づくもの）	小中学生は名札又は生徒手帳の提示、65歳以上で鹿児島市、福岡市、北九州市に住所があることの証明書の提示
19	熊本城復元整備募金の寄附により、熊本城主手形を交付された者（有効期間内に限る）	熊本城主手形の提示
20	熊本市市民公益活動支援基金の寄附（1万円以上）により、熊本市市民公益活動支援基金会員証を交付された者（有効期限内に限る）	熊本市市民公益活動支援基金会員証の提示
21	各記念館の清掃活動などを行うボランティア活動グループ	事前申請
22	各記念館に関係する遺族及び資料等の寄贈寄託者とその家族	遺族及び資料等の寄贈寄託者とその家族であると確認できる場合
23	各記念館に関係する保存会・顕彰会役員	当該会員証の提示

別表第2（第3条関係）

熊本市記念館の入館料減額基準一覧表

	名称
1	SUNQ（サンキュー）パス
2	熊本城周遊バス一日乗車券 ※1
3	市電緑のじゅうたんサポーター証
4	電車バス共通乗車券（わくわく1dayパス） 電車バス共通24時間乗車券（わくわく1day24時間券） ※2
5	1日乗車券（市電）、24時間乗車券（市電）

※1 対象施設

夏目漱石内坪井旧居、小泉八雲熊本旧居

※2 区間指定①対象施設

夏目漱石内坪井旧居、熊本洋学校教師ジェーンズ邸、小泉八雲熊本旧居、徳富記念園、後藤是山記念館、夏目漱石大江旧居

区間指定②及び県内版対象施設

夏目漱石内坪井旧居、熊本洋学校教師ジェーンズ邸、小泉八雲熊本旧居、徳富記念園、後藤是山記念館、夏目漱石大江旧居、横井小楠記念館、御馬下の角小屋、熊本藩川尻米蔵